

# 選 択 約 款

(輸送向け圧縮天然ガス用契約)

平成21年6月1日実施

大分瓦斯株式会社

# 目 次

1. 目 的 .....	1
2. 選択約款の届出及び変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の締結 .....	2
6. 使用量の算定 .....	3
7. 料 金 .....	3
8. 単位料金の調整 .....	3
9. 需給契約の補償料 .....	4
10. 名義の変更 .....	5
11. 契約の変更または解消 .....	5
12. 本支管工事費の精算 .....	5
13. 緊急調整時の措置 .....	5
14. その他 .....	6

付 則

実施の期日

(別 表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法
2. 料金表

## 1. 目 的

この選択約款は、輸送用燃料として圧縮天然ガスを利用するお客さまの負荷調整を推進しつつ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、九州経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、九州経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合は、当社は届出内容をあらかじめ使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を、変更後の選択約款とするものとします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「輸送用機器向け昇圧供給装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者が、燃料として当該輸送機器に天然ガスを充填するための昇圧装置をいいます。
- (2) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者あるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。  
なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (6) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。

- (7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたりの平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたりの平均契約使用量}} \times 100$$

- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規程により課される消費税および地方税法の規程により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5%といたします。
- (10) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 輸送用機器向け昇圧供給装置または急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を算定する専用のガスマーターを設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものといたします。
  - ① 契約年間使用量
  - ② 契約最大需要期使用量
  - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。  
ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしています。
- (4) この契約の契約期間満了前に解約または供給約款への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過

去の契約の解約の日または供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、解約または供給約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの約款、供給約款または他の選択約款（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日及び解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートルあたり）  
＝基準単位料金＋0.083円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金（1立方メートルあたり）  
＝基準単位料金－0.083円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

（2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

62,450円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(3)に定められた各3か月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が99,920円以上となった場合は、99,920円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.8495 \\ & \quad + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0049 \end{aligned}$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格  
ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料とし、当社は当該補償料を、原則として未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- （1） 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100〕が75パーセント（小数点以下切

捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left[ \begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間使用} \\ \text{量および各月の単位料金にもとづい} \\ \text{て算定した供給約款に定める料金} \\ \text{(早収料金)相当額の合計額} \end{array} \right] \times 1.03 - \left[ \begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間使用} \\ \text{量および各月の単位料金にもとづい} \\ \text{て算定した輸送向け圧縮天然ガス用} \\ \text{契約料金(早収料金)相当額の合計額} \end{array} \right]$$

## 10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 11. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガスの使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合および9.の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

## 12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年末満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## 13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金は、次の算式によって算出した日割計算後基本料金といたします。

また、9.の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものいたします。

(算式)

日割計算後基本料金

$$= \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は別表の料金表における基本料金。
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。

31日以上の場合は30。

③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

#### 14. その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

#### 付 則

##### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成21年6月1日から実施いたします。

##### 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成21年6月1日から平成21年6月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成21年5月31日まで適用の一般ガス供給約款に基づき料金を算定するものいたします。



(別 表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料

金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表(輸送向け圧縮天然ガス用契約)(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	6,300.00円
---------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	91.56円
-------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。